

令和7年 第2回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和7年2月27日（木）14時00分

2. 場 所：由布市役所市民ホール2階2-1会議室

3. 出席委員 6名

会長	7番	坂本	成一
委員	1番	縣次	男
	4番	高田	英
	6番	大野	重利
	8番	江藤	国子
	11番	橋本	早人

4. 欠席委員

2番	二宮	寿徳
3番	秋吉	一郎
5番	大津	雄司
9番	安部	義浩
10番	麻生	秀昭

5. 議事参与が制限された委員 1名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議事
①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
②農地法第5条許可申請の取り下げの報告について
③農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
④農地法第4条の規定による許可申請について
⑤農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
⑥農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
⑦非農地証明の発行について
⑧農地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
⑨農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業）
⑩農業振興地域整備計画の変更について
⑪その他
- (4) その他

7. 出席職員（農業委員会事務局職員）

次長 長松喜久一、主査 小原匡博、興梠太希 行政専門員 衛藤欣也

8. 会議の概要

【事務局】

お疲れ様でございます。報告ですけども、新しい農業委員が市議会の方で、同意を受けましたので、正式に決定いたしました。

新聞報道等でもご存じの方が多いかと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。また、臨時総会は、4月の初めに開いて、推進委員の決定とかを行っていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは出席委員は11名中6名の出席で、会議規則第8条により、総会は成立しておりますので、ただいまより令和7年第2回由布市農業委員会総会を開会いたします。それでは会長の方からお願ひします。

【議長】

皆さんご出席大変ありがとうございます。今まで一番少ない人数で会議をしますけど、慎重審議、お願ひしたいと思います。

朝からねぎ掘りをしたんですけど、もうあったかくっていうか服を1枚脱ぎ、2枚脱ぎ、かなり薄着で仕事をして汗をかくぐらいあったかくなりました。

春の桜の便りもすぐそこに来てるんじゃないかなと思います。

本日はよろしくお願ひします。それではこれより本日の会議を開きます。

お諮りします。本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

・・・・・異議なし・・・・・

異議なしと認めます。

従って、会議は本日1日間と決定しました。

次に会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号8番、江藤国子委員お願ひします。

続きまして採決についてお諮りします。

これから採決します。日程第1から10までのすべての件は、会議規則第14条により、挙手をして採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

・・・・・異議なし・・・・・

それではただいまより、会議規則第7条による議案の審議を行います。

なお、農業委員会会議規則第12条により、議事参与制限を受ける委員さんは退席することとなっています。日程第1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告で事務局お願ひします。

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

【事務局朗読説明】

【議長】

1号から2号につきましては報告ということで了承いただきたいと思います。

日程第2、農地法第5条許可申請の取り下げ願い報告について1件お願ひします。

日程第2 農地法第5条許可申請の取り下げ願い報告について

【事務局朗読説明】

【議長】

3号議案につきましては報告ということでご了承いただきたいと思います。

日程第3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について6件。

**日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
【事務局朗読説明】**

【議長】

議案4号について説明を高田委員お願いします。

【高田委員】

受人はもう耕作できるということ。

塚原は結構今ネギを植えるっていうのを、県と一緒にやってやっている、ネギじゃないかと。県委員からあまり情報を聞いていないもんで、事務局聞いていますか

【事務局】

ネギの部分もあり、田んぼの部分もあるという形で、この営農計画の中にネギを作付も入ってるんで、場所によってはネギの作付になると。

【議長】

僕の方にも話が来たんですけど。ネギ農家の近くには█████っていうから、今のところ2町、この前1町借りて3町ぐらいネギ作ってる人がおるんで、その人に習いなさいとは言います。頑張ってくれるんじゃないかと思いますけど。

質疑を受けたいと思います。ありませんか。承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多数により承認します。

議案5号について、二宮委員来てないので、事務局説明をいたします。

【事務局】

議案の5号について説明をします。場所はですね、庄内町龍原。

昔、小学校の龍原分校があったところから挾間方面に抜けている県道があるんですけども、その県道沿いのところになります。

今回、県道の拡幅工事が行われております。その中で受人の田んぼが一部用地買収で道路になるんですけども、その際に今まで使っていた進入路部分が、その道路敷に含まれてなくなってしまうので、隣の渡人の農地の一部、本当ちょっとした面積なんですかけども、ちょっと切り分けてもらって、新たに進入路を確保することでの申請をする必要になったということでございます。

【議長】

質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多数により承認します。

議案6号について大野委員宜しくお願ひ致します。

【大野委員】

場所は挿間町下市になります。

イオンの下の方ぐらいと思っていただければいいと思いますが、

受人はその周辺のハウスを農業ハウスをやつるんですがその中に一角小さい土地があつたんですよ。それを求めるということなので問題ないと思います。

【議長】

質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めてます。

筆手多数により承認します。

議案7号について、また大野委員お願いします。

【大野委員】

7号の方でご説明します。

挾間町来鉢、渡人は元██の職員だった。この人から受人へ贈与で、農業の経験は少ないようですが、渡人のそばにいるんで問題ないかなと思っております。審議方よろしくお願ひします。

【議長】

質疑を求めます。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めて

• • • • • • • • 拳手多数 • • • • • • • •

挙手多数により承認します。

8号について事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案の 8 号について説明をします。

場所は庄内町西の蓑草の中で湯布院町との境ぐらい九大車両の少し庄内側ぐらいのところです。渡人が大分市の方に出ていて、もう耕作できない管理ができないので、地元で農業をやられている受人、認定農業者でかなり精力的にやられてる方に引き取ってもらうという形の申請です。

農業をやる能力等、問題ないと思いますので、特別問題ないかなと思っております。

【議長】

質疑を求めることがあります。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · · ·

筆手多数により承認します。

議案9号について、事務局お願いします。

【事務局】

議案の9号について説明をします。

これは先ほど5条の取り下げで出た案件の関連議案なんですが、以前11月総会で農地転用で一般住宅への転用が出たんですが、ちょっと面積が広すぎるという

ことで保留になつた案件です。

そのうち、1部分を分筆して農地として、家庭菜園用農地として所有権を移転する、残りの部分を一般住宅とすると、分けて申請が今月出てきています。

そのうちの農地として所有権移転する部分の申請です。この受人が、結局この土地の隣に家を建てるので、隣接する家庭菜園的に管理をされていくような話になっています。面積も適正な規模ですし、正面宅地と裏側竹山に囲まれた、土地になるので、受人が管理するのが一番いいかなというふうに思います。以上です。

【議長】

質疑を求めます。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

挙手多数により承認します。

農地法第4条の規定による許可申請の審議について

日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について

【事務局朗読説明】

【議長】

説明の方、一番、県委員お願いします。

【縣委員】

申請人ですけど、住所は九重町になってますけど家は湯布院の方にこの申請地の近くに、田んぼがありまして、もうかなり長く住んでおります。私は若いころから松木さんとちょっと知り合いで、去年の農地の意向調査のときに、年取ったからもう作れないから、もう雑種地にと、そんなこと言っておりましたけど、今回の申請になったようです。

【事務局】

事務局からちょっと補足というか説明があるんですけど、申請人がここに隣接にアパート3棟以前建てて、今、運営しているんですけれども、その入居者様の駐車場とその入居者が使うような貸倉庫ということで申請が出てきます。

今日ちょっと気づいたんですけど、そうなると、以前の建物の、要は事業敷地の拡張とか一体開発にみなされると、土木の開発がらみの手続きが発生する可能性がありますので、今日ちょっと気づいたんでまだそこが確認できていない。

もしそこがあれば、開発側との絡みがあるのでうちだけ出すことができなくなるんで、今この場では、農地法上の面積の規模であるとか、転用目的について審査していただいて、あと土木とか開発側の手続きが問題なければ、出すということできっと確認をさせてもらえればと思い。そういう形で条件つきというとあれですけど、その部分だけ確認が今日気づいたので間に合わなかつたんですね、この総会では一応その農地法の部分だけの、新規ということでいただければというふうに思います。

【議長】

質疑を求めます。なければ、農地法の件だけ承認される委員の挙手を求める。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

【高田委員】

その言い方からすると、その開発の方に該当しますよ。後から許可したらどうなるんでしょう。農業委員会で決を取った。開発の方の許可を取ってから出すっちゅう話になるんですか

【事務局】

開発の方の許可日と基本的に合わせる開発の方で手続きが必要なことになれば、許可日を合わせていく必要があるので、今日審議をしてもらって、変な話だいぶ後で出すことになるかなと思います。そこはまた再度めどが立ったときにも、次の総会とかで、報告になるかはまだこれから考えていくんですけど。今日審議してすぐは出せないかな。問題はそういう手続きがあった場合はすぐは出せんかなと思います。逆にもう土木側で、土木事務所とかの開発側で特に何もいらないということになれば、もう通常通り出すっていう扱いしようかなと。という形でいいですかね。

【議長】

いいですか。という方向でいきたいと思います。お願いします。

日程5 農地法第5条の規定による、許可申請について、お願ひします。

日程5 農地法第5条の規定による許可申請について

【事務局朗読説明】

【事務局】

議案 11 号を説明します。場所として挾間町の中州賀グラウンド付近、川に近いところになっています。子供さん夫妻が家を建てるという形で、親の土地を使用貸借で変えて、子供さんが家を建てるというタイプの申請です。

隣接地がもう狭間の市営住宅になっているようなところでして周りが全部宅地化されているような場所です。3種農地ですし、面積も300平米と大きくなないことから特別問題はないかなと判断していますよろしくお願ひします。

【議長】

質疑を求めることがあります。なければ承認される委員の挙手を求めます。

拳手多數

拳手多数により承認します。

日程第6、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、6件お願いします

日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

【事務局朗讀說明】

【大野委員】

12号について説明します。場所は挾間町三船です。申請人は土建屋で資材置き場や重機を置くということになっています。審議をお願いします。

【議長】

質疑を求めることがあります。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

筆手多数により承認します。

議案 13 号について事務局お願ひします

【事務局】

議案 13 号について説明をします。

場所は挾間町の筒口となっていますが、谷地区と近いところの筒口で、谷小学校の近辺になっております。

受人は北方の方で、[REDACTED]という会社があり、リフォームや外構工事等やる会社をやっておりまして、現在資材置き場が大分市の方に確保しているんですけども遠方であり近いところで求めていたところを今回の土地を取得することになったということでございます。面積もそこまで大きくなないので、特別問題ないかなというふうに思いますし、よろしくお願ひします。

【議長】

質疑を求める。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求める。

筆者多数により承認します。

議案14号について、事務局お願ひします。

【事務局】

【手筋】議案の14号について説明します

これは先ほどから出ている5条の取り下げられたものを 再申請の部分です

これが先ほどのうちの取引で受けたものを、再申請の部分です。先ほど農地の売買承認いただきましたがそれの残りの部分で一般住宅を建築するという申請です。面積が500平米程度に抑えられた形なので、一般的な基準の中に収まっておりまますし、もう両隣宅地でここだけが農地として残っていたので、周辺への影響というのも、特別問題ないと思います。審議お願ひします

【議長】

質疑を求めることがあります。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

………拳手多数………

拳毛多數により承認します

議案15号について 事務局お願ひいたします。

【事務局】

議案の 15 号について説明をします。

場所は挾間町朴木の正雲寺からちょっと道を下って行った先の道沿いの農地なんですけれども。

資料の 32 ページに字図がありますが、今回の農地と隣接する宅地、渡人の鶴田さんの宅地より、一緒に購入しまして、2 つの土地を合わせて家を建て直すという形で、家を建築するような計画と今なっております。

字図の 909-2 が申請地なんですが、その横 909-1、もともとの宅地ですね、この部分を、併せて変えまして、母屋を解体して、新しいを建て直すということで、その計画図が次の 33 ページ。になっております。

ちょっと元の家が写っていない。なので 909-1 の土地と 909-2 に跨ぐ形で家が建ちますよという申請です。今回始末書が添付されているんですけども、もともとその鶴田さんの家だったところに、この畠の一部を、進入というかコンクリ張りをしてしまっていたということで、始末書がついています。

この部分も今回は宅地になるので、始末書で処理して、しょうがないかなというふうに思います。審議をお願いします。

【議長】

質疑を求めます。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多数により承認します。

16 号については 4 番高田委員さんが、議事参与制限により退席となります。

説明を一番縣委員さん。

【縣委員】

この土地なんですが、親父さんが元気なときは耕運機を持ってきて稲を作つてたんですけども、親父さんが亡くなつてから、耕作放棄地みたいになつておりました。その中、渡人と、株式会社の人との間で話ができる、売買の話ができるそうです。この土地は金鱗湖に行くときの一番の中心街でここで田んぼが今までよくあつたなという場所です。もう問題ないかなと思います。

【議長】

質疑をめたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

挙手多数に承認します。

議案 17 号について、橋本委員お願いします。

【橋本委員】

17 号について 11 番の橋本がご説明いたします。

場所はそこの下の神楽茶屋ぐらいですね。神楽茶屋が今改装してまして、何か経営者変わつたみたいで、販売規模を弁当とか、そこの小畠さんって方が地元か何か佐伯の方で海産物も販売したいというふうな希望、販売規模を拡大するのと、もと

もと駐車場が狭かったんですね。

それで、駐車場を広くしたいということで、申請が出ております。

ものすごく不便ですよね前から車止めるのはですね、大龍井路の排水と、隣接同意もありまして、問題はないかと思います。審議をお願いいたします。

【議長】

質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めて

· · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · ·

挙手多数により、します。

日程第7 非農地証明について

日程第7 非農地証明について

【事務局朗読説明】

【議長】

18号について質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ採決いたします。現地の状況から判断して申請地は、農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · · ·

挙手多数により、非農地証明の発行を決定いたします。

議案 19 号について質疑を受けます。質疑ありませんか。

なければ採決をいたします。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · ·

挙手多数により、非農地証明の発行を決定いたします。

日程第8 農地利用集積計画について

日程第8 農地利用集積計画について

【事務局朗読説明】

【議長】

議案 20 号について質疑を受けたいと思います。ありませんか。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

拳手多数により承認されました。

議案21号について質疑を受けたいと思います。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · · ·

結果、挙手多数により承認します。

日程第9の農地利用集積等促進計画について。

日程第9 農地利用集積等促進計画について 【事務局朗読説明】

【議長】

質疑を受けたいと思います。なければ承認される委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

結果挙手多数により承認します。

日程第10 農業振興地域整備計画の変更について。最初の除外の案件について16件あります。議案の説明、審議は1つずつございます。箇所番号1と2は一体的な案件なのでまとめて審議します。場所番号1の除外について、議案の説明をお願いします。

日程第10 農業振興地域整備計画の変更について 【農政課朗読説明】

【議長】

質疑を受けたいと思います。なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

意見なしと答申いたします。

箇所番号3と4は一体的な案件などでまとめて審議します箇所番号3と4の除外について。

【農政課朗讀說明】

【議長】

質疑を受けます。ありませんか。なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

· ·

意見なしと答申いたします。

【農政課朗讀說明】

【議長】

委員の意見をお伺いしたいと思います。

【江藤委昌】

【性別要員】
2・3・4番なんんですけど、こんなところに木を植えたら両サイドの田んぼの、どっちかは日当たりがすごい悪くなるので怒られそうなんですが24ページの真ん中が2・3・4、作ってないんですかね。

【農政課】

現況この辺り作ってるような気がしてなかつたんですけど、これ見たら作ってるものだったから航空写真では作って、何かこう、開墾整理をしてる状態になってると思いますが、実際に写真撮りに行ったときはほとんど近づけなかつたんですよ。多分影響はなかろうかと思われます。

ここ、植林するところではなくて、すでに山林化している場所ですので、そのまま現況で地目を山林に変えるっていうだけです。

【事務局】

今まで基本的には目的がないと農振が外せないですよ。

取り扱いを解釈とか見直しをして、要は、山林化してもうぼろになつてのものについては、現状、農地に戻らないから外すっていうようなプロセスを認めようになりました。

【高田委員】

これも今まで経験がなく、クヌギかなんかの販売用にクヌギを植えるようにしようたけど。10年ぐらい経ったらもういいんですね

【事務局】

10年、これはしようがない。今まで、どんなにぼろでも、クヌギ植えますとか杉植えますっていうのが必須だったんでそういう話だったんですけど、今回からもう、説明書き読むと、もう、山林に変更する隣地ですけど、これ多分農振外れたら非農地証明で山林に変えていくような話でございます。

現状のままで変えていく。場合によってはその植林するって話に戻ってきますけど。

【議長】

他に質疑ありませんか。

なければ意見なしと答申しておいてよい委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

意見なしと答申いたします。

箇所番号6の除外についてお願ひいたします。

【農政課朗読説明】

【議長】

6号について質疑をお願いします。

【高田委員】

今回、こういうことをしたら現状復旧をさせないと。一言付け加えて先方に言った方が良いのでは。入札から外すとかぐらいのあれをせんとだめよ。

【農政課】

考えています。1回目ということなので、2回目は許しませんよということで

【議長】

こういうのを徹底させるためにはもう建設業界、建築業界、徹底して指導しないと一軒だけに言うても、それは2回目はせんかもしれんけど、今度は他の人がまた、するような状態になる

【高田委員】

建設業界関係者に注意を流した方が良いのでは。

【議長】

一言付け加えてください。

意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · ·

一言付けます付けつけてもらって。意見なしと答申します。

箇所番号 7 の除外についてお願ひいたします。

【農政課朗讀說明】

【議長】

質疑を受けたいと思います。

【高田委員】

7番の山林資材置き場の計画図みたいなもの。

なんの木を植えるとか、もうすでに山林化している

【農政課】

使える土地って言うのが、もうほんのわずか、道路沿いにある。

写真でいうところの、4番とか5番です。ここのところぐらいで、あと1番2番とか、すでに山林化して崖になってるような場所なんで使える土地がそうなる。

使える土地をできるだけ使えるようにして、今回始末書を出しての提出。

【高田委員】

写真の④という資材を置いている写真、産廃じゃないのか

【農政課】

産廃じゃありません。

【議長】

他になければ、前のと一緒に意見を付して答申ということで。答申してよい委員の手を求めます。

……拳毛多數……

箇所番号8をお願いします。

【農政課朗讀說明】

【議長】
質疑を受けたいと思います。

【高田委員】
いわゆる第1種農地は10ha以上のまとまった農地ということでよいのですね

【事務局】
ここはそれで判定しています。

【高田委員】
土木の事業を行う為

【農政課】
行う為と言うか、実際に [REDACTED]さんが

【高田委員】
一時転用では駄目なのか。
農地法上許可できる場所なんですか

【事務局】
第1種農地で資材置き場とかにするときは、その週辺の地域において居住するものの業務上必要な施設なら例外的に許可をする。
その周辺の地域をどこまで取るかっていうのは基本的には大字でとってる。
今回、申請地は平石なので同一地域と見るのはちょっと広いと思うんですよ。
これが例えば工藤さんが1人親方みたいな土木屋さんで自分の近くで資材置き場にするなら、第1種農地でもできる場合があるんで、てっきりそれだと思ったんですね。庄内建設がって言われるとかなり厳しい。

【江藤委員】
[REDACTED]の近くではないんですか。適当な土地が。

【事務局】
農業委員会的には農地法の許可要件さっき言った通りなので、誰が使うかをよく確認してもらった方が良いのかなと。
使う事業者によっては、今回第1種農地なので許可できないこともあります。
そこをよく確認することという意見を付すことがあるかなと思うんですけども。

【高田委員】
農振の相談が来た時に農業委員会は、話を聞いてもらってここは農転の許可が下りるなんかとか確認したりするの。

【事務局】
確認はしていますし、うちに先に相談来ることが多いんです

ただ、ここは何か家建てる相談を受けた記憶があるんですけど、資材置き場の相談は記憶がないですね。資材置き場は本当に必要なんであれば他の土地まだある。第1種農地ではなくても。

【高田委員】

██████さんが昔、産業廃棄物処理証持ってくるときの、農免道路のところ、何か
しようつたな。

【議長】

意見書を付けて答申したいと思いますが賛成の委員の挙手を求めます。

箇所番号9の除外についてお願ひします。

【農政課朗讀說明】

〔議長〕

質疑を受けたいと思います。

【江藤委員】

申出者が [REDACTED] さんになっているのですけど、字図の 530 は [REDACTED] さん。

【農政課】

ちょっとそこは確認します。

【議長】

意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

10番の除外についてお願ひします。

【農政課朗誦說明】

【議長】

質疑を受けたいと思います。ありませんか。

質疑を受けた、と思、より
メガソーラとは関係ない？

【農政課】

ソーラーとか全く関係ないです

【議長】

意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

意見なしと答申いたします。

箇所番号 11 から 13 まで簡易的な案件などまとめて審議します。

【農政課朗読説明】

【議長】

質疑を求めたいと思います。

【高田委員】

①のフェンス、電気柵は何。
物流センターってなんですか

【農政課】

[REDACTED]。
肥料とか資材とかを販売している、そういった感じじゃないですか。
72ページみたいなドライ倉庫とかもありますし、
あと駐車場そこにある程度基地を置いて、そこから、各方向へ出していくという感
じになるんじゃないだろうかと思います。
ちょっと今忘れたんですけど、この [REDACTED] の土地の部分で、もうすでに除外され
た土地がございまして、その分、返しちゃった。
まだ面積が大きい除外された部分が提出されて、それをちょっと変換したんで、ど
の番地だったかって言うのはちょっと、申し訳ないです。

【事務局】

今回の物流倉庫の部分を判断して、プラスそこは確認。物流倉庫の方はそんなにこ
の 221 は手続きが必要かもしれません。盛り込んで意見書をつける。
基地の方は、意見なし。

物流倉庫関係の敷地はあんまり問題ないような気がするんですけど、近くで [REDACTED]
[REDACTED] が使っている 221-2 っていう土地、字図の中にありますけど、221 の 2 っていう
土地が農振がかかっていって、今は [REDACTED] のなんかものとか置いちゃんところに
入ってるっぽいので、状況的に違反転用じゃないかなあという気がします。
もし今後転用とかが出たときに、[REDACTED] が違反転用してたら、そこが引っかかる
ので、確認をしておくこと。

【議長】

そういう場合、物流基地は許可できないということ

【事務局】

そういうことになりますね。
違反転用してる人が転用許可を取ろうとしてる。

【議長】

ということあります。いいですか。
合わせた意見書をつけて、答申したいと思います。賛成の委員の挙手を求めます。
・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

お願いします。次に箇所番号 14 をお願いします。

【農政課朗読説明】

【議長】

質疑を受けたいと思います。

【高田委員】

得丸さんで [REDACTED] の社長さんですよね。 [REDACTED] はもう全部、 [REDACTED]
の会社に売ったんかな。 [REDACTED] ってまだあるんかな。
得丸さんの申請できる建売住宅でているのだけど、結局不動産業のまましている
という事で良いのかな。建売住宅ができるのかなと一瞬思って。

【事務局】

屋号はまだ [REDACTED] っていうのはあるんです
ここやと誰がやるのかが。それやったら〇〇建設だとか、ここは
宅建業を持った人

【高田委員】

宅建業を大分県登録してなかつたら、建売住宅とかできませんから。
そこだけ確認してください。

【議長】

いいですか。意見を付して、答申したいと思います。賛成の委員の挙手をお願い
します

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

意見を付して答申いたします。
箇所番号 15 お願いします。

【農政課朗読説明】

【議長】

質疑を受けたいと思います。ありませんか。意見なしということでいいですか。
意見なしと答申してより委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

意見なしと答申いたします。
続いて箇所番号 16 お願いします。

【農政課朗読説明】

【議長】

質疑を受けたいと思います。
なければ意見なしと、答申してよい委員の挙手を求めます。

・ ・ ・ ・ ・ 挙手多数 ・ ・ ・ ・ ・

意見なしと答申いたします。

今度が編入申出ですね。宜しくお願ひします。

【農政課朗讀說明】

【議長】

質問を受けたいと思います。ありませんか
意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

· · · · · · · · · · 拳手多数 · · · · · · · · · ·

変更申出について

日程第10 農業振興地域整備計画の変更について

【農政課朗讀說明】

〔議長〕

質疑を受けたいと思います。

なければ意見なしと答申してよい委員の挙手を求めます。

意見なしと答申いたします。

その他、なければ終わりたいと思います。お疲れ様でございました。

【事務局】

【小説】 次回の総会は、3月27日14時から本館3階大会議室にて開催いたしますのでよろしくお願ひします。